



第61期 定時株主総会

招集ご通知



開催日時

2021年6月24日（木曜日）午前10時



開催場所

大阪市北区豊崎六丁目11番27号

尾家産業株式会社 本社2階 会議室

（末尾の「第61期 定時株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

議決権行使期限

2021年6月23日（水曜日）午後5時まで

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全確保のために、株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前にインターネット又は書面（郵送）により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

© 尾家産業株式会社

証券コード：7481

※株主総会のお土産はご用意しておりません。

2021年6月7日

大阪市北区豊崎六丁目11番27号

尾家産業株式会社

代表取締役社長 尾家 啓二

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全確保のために、本株主総会へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁の「議決権行使についてのご案内」に従ってインターネット又は書面（郵送）により2021年6月23日（水曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご表示くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2021年6月24日（木曜日）午前10時	
2. 場 所	大阪市北区豊崎六丁目11番27号 尾家産業株式会社 本社2階 会議室	
3. 目的事項	報告事項	第61期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 議決権行使 に関する 決定事項	議決権の重複行使のお取扱いについて ① 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、 インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。 ② インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使された ものを有効いたします。	

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.oie.co.jp>）に掲載させていただきます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた各種対応につきましても、同ウェブサイトにて掲載することによりお知らせいたします。
- ◎事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.oie.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様提供しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載の事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、また監査役が監査報告を作成するに際して、監査をした事業報告及び計算書類の一部であります。

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスの感染が広がっております。本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、アルコール消毒液の設置など感染予防のための措置を講じてまいります。また、感染予防のため、間隔をあけた座席配置などを検討しており、例年よりも座席数が減少する見込みです。本株主総会にご出席される株主様におかれましてはご理解のほど、宜しくお願い申し上げます。なお、可能な限りインターネット又は書面（郵送）による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

お土産の廃止について

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、株主様の公平性等を勘案し、取りやめとさせていただいております。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月24日(木曜日)
午前10時(受付開始: 午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月23日(水曜日)
午後5時00分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日(水曜日)
午後5時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

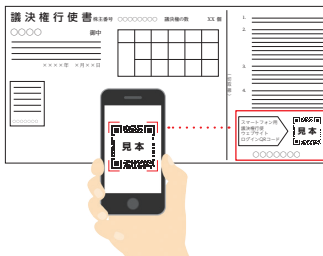
インターネット又は書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

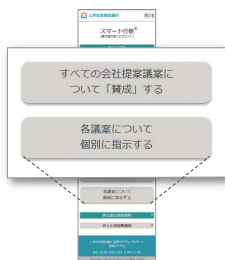
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

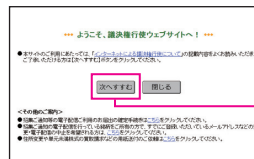
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

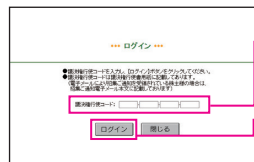
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

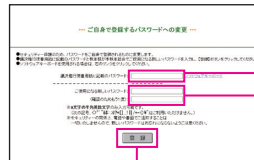
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役8名は本総会終結の時をもって、全員任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位及び担当
1	再任 尾 家 啓 二	代表取締役社長
2	再任 尾 家 健太郎	取締役 管理本部長 兼 経営企画室長 兼 業務統括部長
3	再任 坂 口 泰 也	取締役 営業本部長 兼 広域営業統括 兼 サンプルザ営業部長
4	再任 佐々木 亮 司	取締役 中日本西部統括
5	再任 野々村 透	取締役 西日本統括
6	再任 社外 独立 田 辺 彰 子	取締役 (社外取締役・独立役員)
7	再任 社外 独立 壽 英 司	取締役 (社外取締役・独立役員)
8	再任 社外 独立 岩 辺 裕 昭	取締役 (社外取締役・独立役員)

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者

候補者番号

1

お い え
尾 家け い じ
啓 二

(1948年10月23日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年	4月	当社入社
1985年	1月	総務部長
1986年	10月	取締役就任
1988年	7月	管理部統括兼経理部長兼システム部長
1992年	10月	管理本部副本部長
1995年	11月	営業本部副本部長兼営業東京支店長
1997年	3月	東日本統括
1998年	6月	常務取締役就任
		管理本部長兼経理部長兼システム部長
2002年	6月	営業本部長兼営業企画統括
2004年	6月	代表取締役社長就任（現任）
		営業本部長
2012年	6月	管理本部長

再任

所有する当社株式の数

158,656株

取締役候補者とした理由

尾家啓二氏は、2004年より代表取締役社長を務めており、長年企画管理部門を中心とした要職を歴任したことによる専門的知識や高い洞察力・判断力を有しており、引き続き、これまで経営に携わってきた経験に基づく当社事業に対する深い理解と幅広い見識を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためです。

候補者番号

2

お い え
尾 家けん た ろ う
健 太 郎

(1974年1月9日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年	7月	当社入社
2009年	11月	商品部 商品課長
2013年	6月	滋賀営業所長
2015年	4月	経理部長
2016年	3月	執行役員 管理本部副本部長
2017年	6月	取締役就任（現任）
		管理本部長（現任）
2017年	11月	経営企画室長（現任）
2021年	3月	業務統括部長（現任）

再任

所有する当社株式の数

146,006株

取締役候補者とした理由

尾家健太郎氏は、2017年より取締役として経営に携わっており、前職の大手飲料メーカーで培った経験と、当社商品開発部門、営業部門、管理部門での要職を歴任したことで豊富な見識と経験を有しております。引き続き、その職務経験と知見を、経営の重要事項の決定に活かしていくことが期待できるものと判断したためです。

候補者番号

3

さ か ぐ ち

坂 口

や す な り

泰 也

(1971年8月25日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2012年	4月	当社入社
2014年	6月	大阪広域営業部 第一課長
2015年	4月	大阪広域営業部長
2016年	3月	執行役員 広域営業統括（現任）
2017年	6月	取締役就任（現任） 営業本部副本部長
2018年	4月	営業本部長（現任）
2020年	7月	サンプラザ営業部長（現任）

再任

所有する当社株式の数
110,100株

取締役候補者とした理由

坂口泰也氏は、2017年より取締役として経営に携わっており、前職の大手食品メーカーで培った経験と、当社営業部門での要職を歴任したことで豊富な見識と経験を有しております。引き続き、その職務経験と知見を、経営の重要事項の決定に活かしていくことが期待できるものと判断したためです。

候補者番号

4

さ さ き

佐 々 木

り よ う じ

亮 司

(1956年6月24日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年	3月	当社入社
1991年	3月	北大阪営業所長
1999年	10月	仙台支店長
2003年	12月	マーケティング部長
2007年	4月	広島支店長
2011年	6月	執行役員 西日本統括
2016年	6月	取締役就任（現任）
2018年	4月	中日本西部統括（現任）

再任

所有する当社株式の数
13,862株

取締役候補者とした理由

佐々木亮司氏は、2016年より取締役として経営に携わっており、営業部門、営業企画部門の要職を歴任したことで豊富な見識と経験を有しております。引き続き、その職務経験と知見を、経営の重要事項の決定に活かしていくことが期待できるものと判断したためです。

候補者番号

5

の の むら
野々村とおる
透

(1958年11月13日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3月 当社入社
 1989年 11月 和歌山営業所長
 1994年 12月 堺支店長（現阪南支店）
 2000年 7月 大阪支店長
 2003年 7月 阪南支店長
 2013年 6月 執行役員 中日本西部統括
 2017年 6月 取締役就任（現任）
 2018年 4月 西日本統括（現任）
 2020年 3月 福岡支店長
 2020年 11月 高松営業所長

再任

所有する当社株式の数
 12,500株

取締役候補者とした理由

野々村透氏は、2017年より取締役として経営に携わっており、長年営業部門において豊富な見識と経験を有しております。引き続き、その職務経験と知見を、経営の重要事項の決定に活かしていくことが期待できるものと判断したためです。

候補者番号

6

た な べ
田 辺あ き こ
彰 子

(1970年6月15日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 10月 センチュリー監査法人 入所
 （現 EY新日本有限責任監査法人）
 1997年 5月 公認会計士登録
 2012年 1月 田辺彰子公認会計士事務所 開設 代表（現任）
 2015年 6月 当社社外取締役就任（現任）
 2019年 7月 御堂筋監査法人 社員（現任）
 2020年 4月 小野薬品工業株式会社 仮社外監査役
 2020年 6月 同社 社外監査役（現任）

再任 社外 独立

所有する当社株式の数
 0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田辺彰子氏は、公認会計士として財務及び会計の豊富な知見と経験を有しております。2015年より当社社外取締役として経営に携わっており、当社の経営に対する実効性の高い監督等、独立した立場から適宜発言を行っております。引き続き、社外取締役としてその職務経験と知見を、当社の経営に活かしていただくことが期待できるものと判断したためです。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

7

ことぶき

壽

え い

英

じ

司

(1941年10月21日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1964年	4月	三洋電機株式会社	入社
1975年	9月	西神戸三洋販売株式会社	出向 営業部長
1999年	6月	三洋電機株式会社	執行役員 マルチメディアカンパニー 副社長
2001年	4月	同社	常務執行役員 マルチメディアカンパニー 社長 兼 三洋テレコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長
2002年	6月	同社	取締役 専務執行役員
2003年	4月	同社	コンシューマ企業グループ C.O.O
2005年	6月	三洋電機クレジット株式会社	代表取締役会長
2009年	7月	合同会社イーアンドケイ設立	代表社員（現任）
2020年	6月	当社社外取締役就任	（現任）

再任 社外 独立

所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

壽英司氏は、大手電機メーカーでの役員経験ならびに、その経歴を通じて培った経験と見識を有しております。2020年より当社社外取締役として経営に携わっており、経験豊富な企業経営者の観点から適宜発言を行っております。引き続き、社外取締役としてその職務経験と知見を、当社の経営に活かしていただくことが期待できるものと判断しております。

候補者番号

8

い わ べ
岩 辺

ひ ろ あ き
裕 昭

(1952年2月9日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年	4月	ダイハツ自動車販売株式会社 入社 (現 ダイハツ工業株式会社)
1979年	3月	ダイハツマレーシア社 営業部長
2003年	6月	ダイハツ工業株式会社 取締役
2009年	6月	ダイハツディーゼル株式会社 専務取締役
2018年	7月	一般社団法人 同族会社ガバナンス推進機構 理事 (現任)
2020年	6月	当社社外取締役就任 (現任)

再任 社外 独立

所有する当社株式の数
0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岩辺裕昭氏は、大手自動車メーカーでの役員経験ならびに海外事業に携わる等、その経歴を通じて培った経験と見識を有しております。2020年より当社社外取締役として経営に携わっており、経験豊富な企業経営者の観点から適宜発言を行っております。引き続き、社外取締役としてその職務経験と知見を、当社の経営に活かしていただくことが期待できるものと判断しております。

- 注) 1) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2) 田辺彰子、壽英司及び岩辺裕昭の各氏は、社外取締役候補者であります。
- 3) 田辺彰子、壽英司及び岩辺裕昭の各氏は、現在、当社の社外取締役であります。各氏の社外取締役としての在任期間は、田辺彰子氏は本総会終結の時をもって6年、壽英司氏及び岩辺裕昭氏は本総会終結の時をもって1年となります。
- 4) 当社は、田辺彰子、壽英司及び岩辺裕昭の各氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であり、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- 5) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の20頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 6) 当社は、田辺彰子、壽英司及び岩辺裕昭の各氏を株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ、補欠の監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。候補者は社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

もりした
森下

ゆたか
豊

(1949年1月18日生)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1972年 4月 株式会社東海銀行 入行
(現 株式会社三菱UFJ銀行)
1975年 2月 森下会計事務所 入所 (現任)
1993年 2月 税理士登録

所有する当社株式の数
0株

- 注) 1) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2) 森下豊氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3) 森下豊氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その経歴を通じて当社監査体制の強化に活かしていただくことを期待したためであります。なお、同氏は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4) 森下豊氏が監査役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、当社と同氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
5) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の20頁に記載の通りです。森下豊氏が監査役に就任した際には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6) 森下豊氏が監査役に就任した場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当事業年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動に大きな制約を受け、実質GDPは2020年通年で前年比4.8%減と11年ぶりのマイナス成長となりました。政府の各種施策により、停滞していた経済活動も徐々に再開しつつありましたが、再び感染拡大がみられる等、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には戻らず、いまだ経済回復の見通しは不透明な状況が続いております。

当社の主要取引先であります外食産業におきましても、2020年通年の市場規模は前年比84.9%と過去最大の縮小となり、新型コロナウイルス感染症の影響は深刻なものとなりました。業態別では、デリバリーやテイクアウト需要に支えられた「ファストフード」のような一部の業態を除き、店内飲食を主とする業態や、宴会・インバウンド対応業態では依然として厳しい状況が続いております。

このように新型コロナウイルス感染症が広がるなかで、感染予防に組織的に取り組みつつ、当事業年度では基本方針に「営業力の強化」「生産性の追求」「組織力の向上」を掲げ、売上確保に努めてまいりました。

営業施策としては、顧客や仕入先との接点減少の対策として、リモート商談やメール等を駆使して顧客の状況と対策方針の把握に努め、テイクアウトやデリバリー、ゴーストキッチンといった各社の新型コロナウイルス感染症対策の実行支援に注力致しました。また、商談遅延やプレゼンテーション中止といった顧客への営業機会の損失を補うべく、業務用卸としては業界初の「オンライン提案会」にチャレンジしましたところ、全国より多くの飲食店様にご来場いただく事ができました。また、当社の重点業態のひとつである病院・高齢者施設等のヘルスケアフード事業に向けても「やさしいメニュー ウェビナー&オンライン提案会」を開催致しました。好きな時間にどこからでも入場できる環境をご用意したことが、今まで以上に新規のユーザーとの商談にも繋がり、ヘルスケアフード事業の当期の売上は前年比5.5%増と、コロナ禍においても好調を維持し、当期の業績を下支えしました。更には企業価値を高め、持続可能な社会の実現に貢献する為にSDGsに連動した当社独自の目標を掲げて活動しております。2020年12月には当社初となるASC認証(※)のPB商品「おいしい海 サラダえび」を発売致しました。(※ASC認証とは、海をはじめとする環境や地域社会に配慮して養殖された水産物に与えられる認証です。)

拠点政策としては、2021年3月末現在では、全国46事業所(11支店、33営業所、サンプラザ2店(業務用食品スーパー))と前期末と同数であります。2020年3月に新築移転した名古屋支店は順調に稼働しており、チェーン外食店の一括物流を担う等、新たな役割も果たしております。

物流政策としては、2020年6月より飲食店に導入が義務付けられた「HACCP」に対応する為の取組みを強化致しました。当社独自の物流衛生管理プログラムにおいて、新たな管理項目を設けて全事業所の物流品質を高めました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により得意先への配送量が激減した為、配送にかかわる経費の削減に積極的に取り組みました。しかしながら配送ルート数の削減等が出荷量の下落に迫いつかず、全社の経費率を押し上げました。

上述の通り、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や取引先である外食店舗の営業自粛及び各自治体からの営業時間短縮の要請等により、当社の業績は大きく影響を受けました。また2021年4月の緊急事態宣言の再発令により、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

当該影響は翌事業年度以降も一定程度は続くものの、緩やかに回復し、翌々事業年度末までにコロナ禍以前の国内需要水準まで回復が見込まれることを前提とし、繰延税金資産の回収可能性と固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

当事業年度において、上記仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性と固定資産の減損損失の要否について検討を行った結果、繰延税金資産の取り崩しと固定資産の減損損失の計上を行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響が今後さらに長期化した場合や深刻化した場合には、翌事業年度以降の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、

売上高	661億37百万円（前期比 31.1%減、	298億38百万円減）
営業損失	18億36百万円（前期 営業利益2億84百万円、	21億20百万円減）
経常損失	12億36百万円（前期 経常利益3億57百万円、	15億93百万円減）
当期純損失	29億93百万円（前期 当期純利益3億60百万円、	33億53百万円減）

となりました。

2. 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は、74百万円でした。

その主なものは次のとおりです。

システム情報機器投資	73百万円
------------	-------

3. 資金調達の状況

当事業年度中において、安定した資金繰りを行うため、設備投資に係る資金を含む運転資金として、金融機関より長期借入金3,000百万円の調達を行いました。

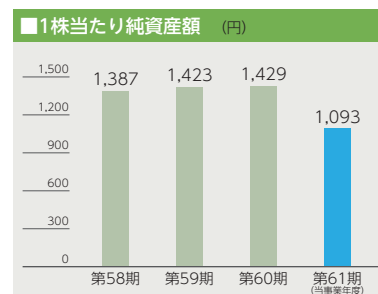
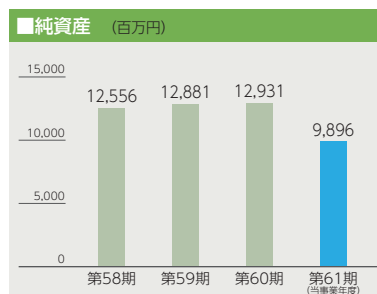
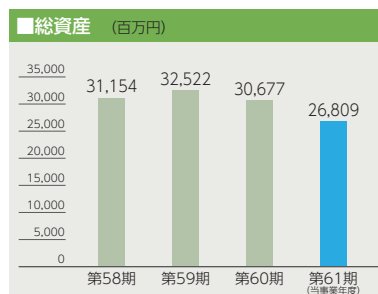
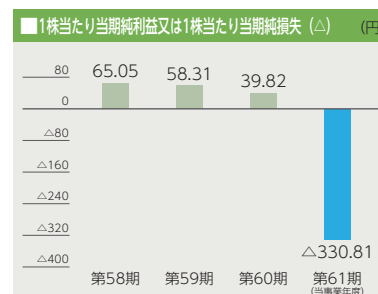
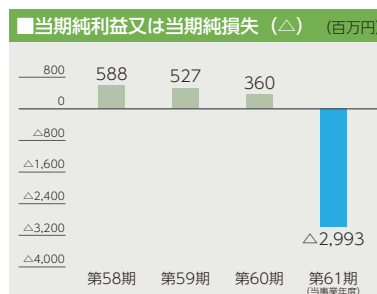
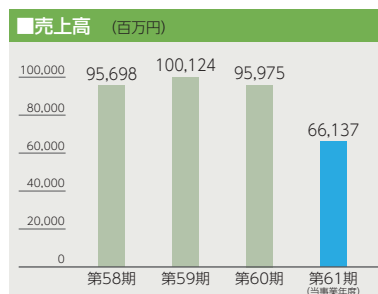
4. 事業の譲渡等の状況

該当事項はございません。

5. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 58 期 (2018年3月期)	第 59 期 (2019年3月期)	第 60 期 (2020年3月期)	第 61 期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高	95,698	100,124	95,975	66,137
当期純利益又は当期純損失 (△)	588	527	360	△2,993
1株当たり当期純利益 又は 1株当たり当期純損失 (△)	65円05銭	58円31銭	39円82銭	△330円81銭
総資産	31,154	32,522	30,677	26,809
純資産	12,556	12,881	12,931	9,896
1株当たり純資産額	1,387円64銭	1,423円61銭	1,429円20銭	1,093円74銭



(注) 1) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については自己株式を控除して算出しております。

6. 対処すべき課題

直面する課題

1) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大、流行の長期化により、各種イベントの自粛、外食店の営業自粛、内食・中食、特にデリバリーサービスの増加など、国内における「食」事情も従前より大きく変化しています。特に外食では廃業や閉店が相次いでおり、アフターコロナには元の市場規模に戻らないと予想されます。そのような厳しい環境の中、お客様も新しい事業領域に活路を求めてチャレンジされています。当社は、このような変化や動きを的確に掴み、お客様の声に耳を傾けてまいります。

その為に実践すること

- ・ ONE to ONE マーケティング
- ・ テイクアウト関連商材の販売
- ・ 家庭向け販売（C&C事業（キャッシュアンドキャリー）、通販、地域住民への即売会（尾家マルシェ））

2) 売上回復に向けた重点施策

従来から取り組んできた重点施策である「中食」「ヘルスケアフード」「PB商品」を更に強化するとともに、新たに素材品（肉・野菜・魚）の取扱いを増加させ、収益の拡大と安定化を図ります。

中長期的な検討課題

1) 事業構造の見直し

目まぐるしく変化し不確実性が増す今日の社会情勢、経済環境の中、少子高齢化、消費者の健康意識の高まりに対応したビジネスモデルの構築が不可欠です。当社73年の歴史の中で本業に徹し築き上げてきた外食産業向け食品卸という大きな柱に加え、業界・市場動向等の変化に柔軟に対応しながらヘルスケアフード事業、C&C事業（キャッシュアンドキャリー）を第2、第3の柱として確立してまいります。

2) 長期ビジョン「いい会社をつくろう」

「働き方改革」では、企業における仕事や業務の在り方が劇的に変化し、その変化は続いています。企業の持続的な成長を支えるのは社員一人ひとりの「健康」であることを再認識し、企業・社員双方が自律的な健康管理及び健康増進を実現できる環境づくりを行ないます。「OIE健康宣言」のもと社員満足度等の具体的目標を掲げ取り組んでまいります。

3) 持続可能な社会の実現

2015年に国連サミットにて採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）は、地球上の誰ひとり取り残さないことを目指し、先進国と途上国が一丸となって達成すべき国際社会共通の目標です。当社も、食に関わる企業として当社独自の活動SMILE PROJECTにて、ESGの観点を切り口とした2030年までの取組目標を掲げ、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

7. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社は、ホテル・レストラン・居酒屋・事業所給食などの外食産業及び病院・高齢者施設等のヘルスケア業態に対する食品卸売業を主な事業内容とし、更に物流及びシステム支援、キャッシュアンドキャリー店舗等の事業活動を展開しております。その他、P B商品の開発・販売も行っております。

8. 主要な事業所（2021年3月31日現在）

〔本 社〕 大阪市北区豊崎六丁目11番27号

〔支 店〕 11支店

名称	所在地	名称	所在地
仙台支店	仙台市若林区	神戸支店	神戸市東灘区
東京支店	東京都大田区	西神戸支店	神戸市西区
名古屋支店	名古屋市守山区	広島支店	広島市西区
京都支店	京都府久世郡久御山町	福岡支店	福岡市博多区
大阪支店	大阪府摂津市	鹿児島支店	鹿児島市七ツ島
阪南支店	大阪府貝塚市		

〔事業所〕 大阪府ほか27都道府県に33営業所、2店舗
支店・営業所・店舗の地域別分布

地域	支店	営業所	店舗	合計
東北・北海道	1	2	－	3
関東・甲信越	1	10	－	11
東海	1	4	－	5
近畿	5	7	2	14
中国・四国	1	5	－	6
九州	2	5	－	7
合計	11	33	2	46

9. 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減数
768人（147人）	4人減（8人減）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

10. 主要な借入先及び借入額（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,910百万円
三井住友信託銀行株式会社	962百万円
株式会社三井住友銀行	80百万円

11. その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 大株主（上位10名）（2021年3月31日現在）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
株式会社オイエコーポレーション	1,099	12.1
サンホーム共栄会	875	9.6
三井住友信託銀行株式会社（MSM3信託口）	799	8.8
尾家美津子	431	4.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	295	3.2
尾家産業従業員持株会	289	3.1
坪田由季	246	2.7
伊藤忠商事株式会社	206	2.2
坂口志保	169	1.8
株式会社みずほ銀行	164	1.8

（注） 1）持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

2）当社は、自己株式207,075株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3）持株数は千株未満を、持株比率は小数点第1位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。

2. その他株式に関する重要な事項

- (1) 発行可能株式総数 22,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,047,925株（自己株式 207,075株を除く）
- (3) 株主数 5,522名
- (4) 株式の分割及び募集株式の発行等の状況
 該当事項はございません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
尾 家 啓 二	代表取締役社長	
尾 家 健太郎	取締役	管理本部長兼経営企画室長兼業務統括部長
坂 口 泰 也	取締役	営業本部長兼広域営業統括兼サンプラザ営業部長
佐々木 亮 司	取締役	中日本西部統括
野々村 透	取締役	西日本統括
田 辺 彰 子	取締役	公認会計士、田辺彰子公認会計士事務所 代表、 御堂筋監査法人 社員、小野薬品工業株式会社 社外監査役
壽 英 司	取締役	合同会社イーアンドケイ 代表社員
岩 辺 裕 昭	取締役	一般社団法人同族会社ガバナンス推進機構 理事
谷 村 正 之	監査役（常勤）	
荻 田 倫 也	監査役	税理士、荻田倫也税理士事務所 代表
橋 本 薫	監査役	公認会計士、弁護士、類法律会計事務所 代表、 メック株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1) 取締役 田辺彰子氏、壽英司氏及び岩辺裕昭氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2) 監査役 谷村正之氏、荻田倫也氏及び橋本薫氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3) 当社は、取締役 田辺彰子氏、壽英司氏及び岩辺裕昭氏ならびに監査役 谷村正之氏、荻田倫也氏及び橋本薫氏を、株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
- 4) 監査役 谷村正之氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役 荻田倫也氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役 橋本薫氏は、公認会計士及び弁護士の資格を有しており、財務及び会計、法律に関する相当程度の知見を有しております。

5) 当事業年度中に取締役の地位・担当が次のとおり変更されました。

氏名	担当		
	変更前	変更後	異動年月日
野々村 透	西日本統括兼福岡支店長	西日本統括	2020年7月1日付
坂 口 泰 也	営業本部長兼広域営業統括	営業本部長兼広域営業統括兼サンプラザ営業部長	2020年7月1日付
野々村 透	西日本統括	西日本統括兼高松営業所長	2020年11月9日付
野々村 透	西日本統括兼高松営業所長	西日本統括	2021年1月1日付
尾 家 健太郎	管理本部長兼経営企画室長	管理本部長兼経営企画室長兼業務統括部長	2021年3月1日付

6) 2020年6月25日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって、取締役 尾家亮氏及び監査役 白川雅意氏は任期満了により退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く。）及び各監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする、役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担は有りません。

当該保険契約では、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役からの意見も踏まえ事前に常務会にて検討の上、決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、独立社外取締役の意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

・役員報酬の基本方針

- ①資格に応じた役割と報酬を明確にする。
- ②中期経営計画の実現を反映させる。
- ③根拠に基づいた透明性・客観性の高いものであること。
- ④報酬インセンティブが最大限発揮されるものであること。

・役員報酬の構成

月額固定報酬、業績連動報酬としての年次インセンティブ賞与及び固定報酬としての役員退職慰労金から構成する。なお、報酬種類ごとの比率は、業績連動報酬の額により変動する。

・個人別の報酬額の決定及び支給時期

月額固定報酬は役職、職務内容、能力、経験等に応じて算定し、年次インセンティブ賞与は毎期の会社業績に連動する評価指標として「売上高」「営業利益」の達成率をもとに点数化し、従業員支給額及び過去の支給実績等を勘案し算定する。決定に際しては、独立社外取締役からの意見も踏まえ常務会にて決定する。支給時期は、月額報酬は毎月、年次インセンティブ賞与は、毎年6月及び12月に支給する。役員退職慰労金は、所定の基準（在任年数等）に沿って算定し、株主総会で承認を得たのちに取締役会にて決定し、退職時に支給する。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	63,587 (12,600)	54,600 (12,600)	－ (－)	8,987 (－)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	19,615 (16,140)	17,770 (15,220)	－ (－)	1,845 (920)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	83,202 (28,740)	72,370 (27,820)	－ (－)	10,832 (920)	13 (6)

- (注) 1) 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与と相当額（40,800千円）を支払っております。
- 2) 上記には、2020年6月25日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。
- 3) 業績連動報酬等にかかる業績指標は売上高、営業利益であり、その実績は売上高66,137百万円、営業損失1,836百万円であり、当事業年度における業績連動報酬は有りません。当該指標を選択した理由は期初業績予想に対する達成度合いに応じて変動するため、経営責任を客観的に評価することができるからです。当社の業績連動報酬は、達成率を基に点数化し、従業員支給額及び過去の支給実績等を勘案し、決定しております。
- 4) 取締役の金銭報酬の額は、1991年7月26日開催の第31期定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役3名）です。
監査役の金銭報酬の額は、2001年6月25日開催の第41期定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(3) 当事業年度に支払った役員退職慰労金の総額

2020年6月25日開催の第60期定時株主総会決議に基づき、同株主総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役に対して支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

・取締役1名に対し、135,000千円

・監査役1名に対し、14,000千円

(上記金額には、上記(2)及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額等が含まれております。)

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
取締役	田 辺 彰 子	田辺彰子公認会計士事務所 御堂筋監査法人 小野薬品工業株式会社	代表 社員 社外監査役	当社と田辺彰子公認会計士事務所、 御堂筋監査法人及び小野薬品工業 株式会社とは、特別な取引等は ありません。
取締役	壽 英 司	合同会社イーアンドケイ	代表社員	当社と合同会社イーアンドケイとは、 特別な取引等はありません。
取締役	岩 辺 裕 昭	一般社団法人同族会社ガバナンス 推進機構	理事	当社と一般社団法人 同族会 社 ガバナンス推進機構とは、特別な 取引等はありません。
監査役	荻 田 倫 也	荻田倫也税理士事務所	代表	当社と荻田倫也税理士事務所とは、 特別な取引等はありません。
監査役	橋 本 薫	類法律会計事務所 メック株式会社	代表 社外取締役 (監査等委員)	当社と類法律会計事務所及びメック 株式会社とは、特別な取引等は ありません。

(2) 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席及び発言の状況
取締役	田 辺 彰 子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、公認会計士として財務及び会計の豊富な知見と経験に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等を期待したところ、独立した立場から適宜発言を行っております。
取締役	壽 英 司	2020年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、他社での取締役としてその職務経験と知見を活かした助言等を、期待したところ、主に経験豊富な企業経営者の観点から適宜発言を行っております。
取締役	岩 辺 裕 昭	2020年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、他社での取締役としてその職務経験と知見を活かした助言等を、期待したところ、主に経験豊富な企業経営者の観点から適宜発言を行っております。
監査役	谷 村 正 之	2020年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査役会11回のうち11回に出席し、財務及び会計に関する専門的な知見に基づき適宜発言を行っております。
監査役	荻 田 倫 也	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会15回のうち15回に出席し、財務及び会計に関する専門的な知見に基づき適宜発言を行っております。
監査役	橋 本 薫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会15回のうち15回に出席し、財務及び会計、法律に関する専門的な知見に基づき適宜発言を行っております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役・経理部・監査室等及び会計監査人からの情報収集や報告の聴取を通じ、前事業年度の監査実績、職務執行状況等を評価し、新事業年度の監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠等について検討を加え、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の独立性、審査体制及び監査処理能力その他の職務の遂行に関する体制を考慮し、解任または不再任の決定を行う方針であります。

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

4. 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

Ⅵ. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はございません。

Ⅶ. 会社の剰余金の配当等の決定権限に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元につきましては、安定的かつ継続して配当を行うことが、最も重要であると考えており、定款第37条の規定に基づき取締役会の決議により決定しております。

しかしながら、当事業年度においては新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による未曾有の影響を受けており、誠に遺憾ではありますが、当事業年度の配当金は、無配とさせていただきます。

安定的に利益が確保できる体制を確実なものとし、早期の復配を目指す所存であります。

また、自己株式の取得につきましては、定款第37条の規定に基づき取締役会の決議によることといたします。

取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮したうえで、総合的に判断することといたしております。

計算書類

貸借対照表 (2021年 3月31日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	14,825,462	流動負債	12,535,807
現金及び預金	2,927,736	買掛金	9,644,611
受取手形	5,354	1年内返済予定の長期借入金	1,491,660
売掛金	8,415,648	リース債務	82,322
商品	2,147,566	未払金	55,535
未収入金	1,220,436	未払費用	1,093,152
その他	128,052	賞与引当金	146,000
貸倒引当金	△19,332	その他	22,525
固定資産	11,983,640	固定負債	4,377,262
有形固定資産	7,694,766	長期借入金	1,460,455
建物	3,141,603	リース債務	176,943
建物附属設備	1,846,231	退職給付引当金	1,602,882
構築物	151,980	役員退職慰労引当金	113,974
機械及び装置	130,220	資産除去債務	722,309
車両運搬具	0	繰延税金負債	242,474
工具、器具及び備品	172,301	その他	58,224
土地	2,066,571	負 債 合 計	16,913,070
建設仮勘定	185,856		
無形固定資産	219,133	純資産の部	
ソフトウェア	192,519	株主資本	9,319,010
電話加入権	26,614	資本金	1,305,700
投資その他の資産	4,069,739	資本剰余金	1,233,690
投資有価証券	1,321,430	資本準備金	1,233,690
差入保証金	2,384,206	利益剰余金	6,951,842
会員権	11,666	利益準備金	154,131
保険積立金	30,960	その他利益剰余金	6,797,710
破産更生債権等	51,756	別途積立金	4,600,000
投資不動産	322,906	繰越利益剰余金	2,197,710
その他	2,485	自己株式	△172,221
貸倒引当金	△55,673	評価・換算差額等	577,022
		その他有価証券評価差額金	577,022
資 産 合 計	26,809,102	純 資 産 合 計	9,896,032
		負 債・純 資 産 合 計	26,809,102

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		66,137,121
売上原価		54,921,046
売上総利益		11,216,074
販売費及び一般管理費		13,052,107
営業損失 (△)		△1,836,033
営業外収益		
受取利息	4,632	
受取配当金	13,743	
貸倒引当金戻入額	155,791	
受取賃貸料	146,660	
補助金収入	54,561	
雇用調整助成金	330,479	
雑収入	32,310	738,179
営業外費用		
支払利息	6,505	
賃貸費用	124,612	
雑損失	7,173	138,290
経常損失 (△)		△1,236,144
特別損失		
減損損失	832,535	832,535
税引前当期純損失 (△)		△2,068,680
法人税、住民税及び事業税	45,152	
法人税等調整額	879,401	924,553
当期純損失 (△)		△2,993,234

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

尾家産業株式会社

2021年5月19日

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂 井 俊 介	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲 昌 彦	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、尾家産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年（2005年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等からは有効である旨の、またEY新日本有限責任監査法人からは開示すべき重要な不備はない旨の報告を受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

尾家産業株式会社 監査役会

社外監査役（常勤） 谷 村 正 之 ㊞
社外監査役 荻 田 倫 也 ㊞
社外監査役 橋 本 薫 ㊞

以 上

1. オンライン提案会・新商品(プライベートブランド)紹介

2021年春季オンライン提案会

昨年よりスタートしました「オンライン提案会」。
2021年春季のテーマは「NEO (ネオ)」。ギリシャ語で「新しい」、
英語で「復活」を意味する言葉です。「新しい生活様式」に対応した
「新しい飲食のカタチ」の提案と、コロナショックからの復活を後押し
するメニューや商品をご提案いたしました。



「たんぱく質強化」「塩分控えめ」「アレルゲン対応
(特定原材料7品目不使用)」の3つのカテゴリーに
分けて、免疫力を高めるメニューを考案しました!

新商品・リニューアル品のご案内

第61期に発売した新商品・リニューアル品を一部ご紹介。



- サンホーム 大豆ミートのベジ餃子
- おいしい海 骨なし秋鮭塩焼き
- サンホーム アジフライ60
- サンホーム 4種の果実 ミックスベリー
- サンホーム ポテっともち(チーズ入り)



▲ サンホーム
大豆ミートのベジ餃子



▲ サンホーム
アジフライ60



▲ サンホーム
ポテっともち(チーズ入り)



▲ おいしい海
骨なし秋鮭塩焼き



▲ サンホーム
4種の果実 ミックスベリー

2. 新たな取組

■ オンラインショップ～楽天市場へ参入しました～

オンラインショップURL：<https://www.rakuten.co.jp/sanpuraza/>

2020年12月1日より、サンプラザ 楽天市場店をオープンいたしました。プロも使用している業務用食材を楽天市場にて、お手軽にお買い求めいただけます。

冷凍食品から、デザート、お弁当にピッタリな惣菜、魚の切り身など…さまざまな商品を取り揃えております。

業務用で大容量なので、コロナ禍での巣ごもり状況にピッタリです。ぜひご利用ください。



■ 尾家マルシェを開催しました

2021年3月16日、大阪支店にて「尾家マルシェ」を開催いたしました。これまでは飲食店・ホテル・病院・介護施設など、外食・中食ユーザーへの販売をメインとしておりましたが、一般のご家庭向けに当社得意の業務用食品をご案内しました



ところ、今回初開催にも関わらずたくさんのお客様にご購入いただきました。一番人気は、おかずにピッタリな商品4,000円相当が入った「3,000円おかずセット」でした！

今後も地域のお客様へ当社おすすめ食材をお届けしていきたいと思っております。

現在、各地で開催しており、開催についてのご案内は都度、当社ホームページにて掲載させていただく予定です。



▲ 「3,000円おかずセット」

3. 健康経営

■ OIE健康宣言～こころ も からだ も 健康な いい会社～

新型コロナウイルスによる業績への影響が続く中、社員一人ひとりが健康で生き生きと働けることが業績回復への基本と考え、2020年10月、「OIE健康宣言」を発表しました。

当社において、企業の持続的成長を支えるのは社員一人ひとりの「健康」であることを再認識し、企業・社員の双方が自律的な健康管理及び健康増進を実現できる環境づくりを目指します。

OIE健康宣言

～「こころ も からだ も 健康な いい会社」を目指して～

社員の健康と働きがいは経営の重要な財産と考え
当社が掲げる長期ビジョン「いい社会をつくろう」に則り
社員一人ひとりが心身ともに健康で
持てる能力を最大限発揮できる、活力ある環境づくりを推進します
「チーム尾家」一丸となり
「こころ も からだ も 健康な いい会社」を目指すとともに
「食を楽しむベストパートナー」として
「楽しさ・美味しさ・健康」に満ちた豊かな「食」を通じ
お客さまの健康に貢献する存在であり続けることを、ここに宣言します

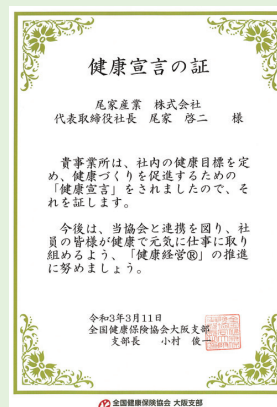
■ 当社での取組

当社が加入する全国健康保険協会（協会けんぽ）より、健康経営を推進する企業として認定をいただきました。今後は、協会けんぽとも連携を図りながら、さまざまな取組を実施していきます。

取組事例 みんなで一斉お掃除タイム



事業所ごとに週、月単位で"全員で一斉に掃除する時間"を設け、社内の美化を保つとともに、社員同士のコミュニケーションアップを図ります。



4. SDGs活動紹介

■ ラッピングカーの導入

現在、当社では全国に20台の「ラッピングカー」を導入しております。



ラッピングカーとは…

「危険運転・交通事故を無くしたい…」
といった思いと、このトラックを使用
することで、乗車するドライバー、後続
する車両のドライバーそして走っている
街の人に「優しい気持ち」が生まれる
ことによる事故削減を目指す取組です。

■ ASC認証商品の販売

当社初となるASC認証のプライベートブランド商品が誕生しました。
それが「おいしい海 ASCサラダえび」です。

ASC認証とは？

環境に大きな負担をかけず、地域社会にも配慮した養殖業により生産された
水産物に与えられる認証のことをいいます。

ASC（水産養殖管理協議会）は、2010年に設立された、独立した国際的な
非営利団体です。

ASC認証商品は何につながる？

ASC認証ラベルのついた商品を選ぶことは、「重要な海の資源を守ること」につながります！そのため、SDGs
（持続可能な開発目標）の14番目の目標「海の豊かさを守ろう」の達成に最も有効な方法の一つとされています。



▲ おいしい海
ASCサラダえび



■ 食品ロス削減の取組

昨今、食品ロスについては大きな社会問題となっております。新型コロナウイルス感染症拡大に
よる飲食店の休業や営業時間短縮要請により、食品の廃棄も余儀なくされている状況です。この
食材を有効活用すべく、フードバンクへの食品寄贈を行いました。

第61期 定時株主総会会場ご案内略図



会場

大阪市北区豊崎六丁目11番27号
尾家産業株式会社 本社2階 会議室
電話：06（6375）0151（代表）

交通

地下鉄 御堂筋線中津駅 ② 番出口より左（北）へ徒歩約10分
バス 大阪駅前より守口車庫行（34系統）
豊崎神社前にて下車左（北）へ徒歩約3分

なお、当日は駐車場のご用意ができませんので、あらかじめご了承ください。

